

# 第 24 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 6 月 6 日（火） 15 時 00 分～15 時 55 分

2. 場所 黒部市役所 3 階 301 会議室

3. 出席委員 12 名

農業委員 12 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	6 番 能澤 喬之	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子
10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨	14 番 中坂 稔

4. 欠席委員 2 名

9 番 大坪 敏郎、13 番 佐々木 智

5. 農業委員会事務局 3 名

事務局長 平野 孝英

係 長 小森 亘

主 任 中陳 栄

主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(2) 議案第 83 号 令和 5 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 24 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

松岡 高生委員、中島 淨委員の両委員を指名します。

会 長：本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。大坪 敏郎委員、佐々木 智委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第82号

事務局：農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、3件ございます。  
3ページをご覧ください。

- 〈1番〉 田家地区 田家新〇〇番〇 地目：田 現況：田の853㎡について。  
譲受人 富山市本郷町 〇〇さんへ  
譲渡人 黒部市田家新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は共同住宅敷地です。  
申請地周辺は住宅地が広がっており、食料品店のジャンプやドラッグストアのアオキなどの店舗が近隣に多くあり、たかせ小学校や田家保育所も近く、住環境が整っていることや県道152号線の福平石田線に接し、旧国道8号線である県道150号線にも出やすい交通の便が良い立地であります。共同住宅の要望が多く、現状は不足している状態であります。  
譲受人はこれまでも平成27年2月に生地地区で、平成29年5月に大布施地区で共同住宅を建築する目的で転用許可を受けた実績があります。  
申請地には8世帯分の共同住宅1棟と駐車場16台分を整備する予定です。
- 〈2番〉 石田地区 岡〇番〇 地目：田 現況：雑種地の370㎡について。  
譲受人 黒部市立野 〇〇さん、〇〇さんへ  
譲渡人 黒部市石田 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。  
譲受人は、現在こどもと3人でアパートに暮らしており、今後の子供の成長などを考えて申請地に住宅を建築することとしました。  
申請地周辺は、住宅団地に囲まれており、石田小学校まで350mほど、石田こども園まで500mほどの立地で、県道魚津生地入善線や8号バイパスへの交通アクセスも良く、プラントや道の駅など商業施設も近いことから住環境が整っている場所になります。  
申請地には2階建て木造住宅とカーポートを設置予定です。  
なお、本日欠席の地区委員からはこの案件について意見なしと伺っております。
- 〈3番〉 田家地区 申請地：荒町〇〇番〇 地目：田 現況：田の974㎡について  
譲受人 黒部市中野 〇〇へ  
譲渡人 黒部市牧野 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は駐車場用地です。こちらは農振除外からの案件です。  
譲受人は、電気工事業を行っており、今般、事業拡大に伴い、資材置場が不足することから、現在の駐車場を資材置場とし、申請地を新たな駐車場用地とするものです。  
申請地は、県営の公害防除特別土地改良事業が平成9年に完了しており、8年経過していること、また、宅地の中に1筆のみの田となっており、農地の広がりにも影響がないこと、北側の幹線道路とのアクセスの良さもあり、転用申請されました。  
申請地には、普通車用駐車場17台と作業車両用の駐車場5台分を整備する予定です。

以上、3件3筆合計2,197㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上であります。

会 長：それでは、議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番、3 番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2 番の案件について、事務局の説明のとおり石田地区の委員は異議なしとのことでした。

地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第 83 号 令和 5 年度 黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。事務局より説明願います。

#### ◎議案第 83 号

事 務 局：議案第 83 号 農用地利用集積計画について説明いたします。5 ページをご覧ください。

今回提出いたしますのは、令和 5 年 4 月 21 日から令和 5 年 5 月 22 日までに受付しました利用権設定についてです。

期間別、利用権設定面積ですが、今回は、新規 6 年未満 0 ㎡、新規 6 年以上 4,688 ㎡、再設定 6 年未満が 8,349 ㎡、再設定 6 年以上が 19,868 ㎡です。

7 ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

村椿地区	8 件	16,933 ㎡
大布施地区	1 件	2,561 ㎡
若栗地区	1 件	1,345 ㎡
東布施地区	1 件	7,507 ㎡
浦山地区	1 件	4,559 ㎡

総件数は 12 件で、利用権設定面積は 32,905 ㎡となっております。

8 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回はありませんでした。

9 ページをご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,092 万 6,901 ㎡を 2,514 万 5,699 ㎡で割りますと、43.5%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 212 万 2,738 ㎡を 2,514 万 5,699 ㎡で割りますと、設定率 8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、10 ページ以降に記載されておりますのでご一読ください。農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。

何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 83 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
(15時55分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_

議事録署名委員

11 番

\_\_\_\_\_

12 番

\_\_\_\_\_